

遠隔臨場の試行要領

(目的)

第1条 この要領は、本市が発注する建設工事及び業務委託において、受発注者の業務効率化を図るため、モバイル端末等による映像と音声の双方向通信を用いた立会・段階確認及び検査（以下「遠隔臨場」という。）の試行について必要な事項を定めるものである。

(対象工事・業務委託)

第2条 この要領の対象は、原則として、藤枝市が発注する全ての建設工事及び業務委託とする。

2 対象となる建設工事及び業務委託は、特記仕様書を添付して発注手続きを行うものとする。

(適用)

第3条 遠隔臨場は、受注者がモバイル端末等で撮影した映像と音声を監督員又は検査員にリアルタイムで配信し、双方向通信で相互に確認を行うことにより、必要とする情報の入手が可能と監督員又は検査員が判断した場合に限り、受発注者間の協議により臨場による立会・段階確認及び検査に替え、実施することができるものとする。

(実施手続)

第4条 遠隔臨場は、以下の手順により実施する。

(1) 事前調整

受注者は、遠隔臨場の実施に当たり、遠隔臨場の適用（確認する項目・内容）、仕様（使用する機器・アプリケーション又はサービス）及びその他必要な事項について監督員と事前調整する。

(2) 立会・段階確認、検査の申請

受注者は、遠隔臨場を実施する場合、藤枝市建設工事監督要領第5条に定められた段階確認・立会願（第2号様式）の確認項目欄又は検査依頼書の検査の種類欄に遠隔臨場であることを明記する。実施日時等の取扱いは、臨場の場合と同様とする。

ただし、監督員又は検査員が臨場の必要があると判断した場合は、遠隔臨場による申請を行った場合においても、臨場により実施するものとする。

(3) 立会・段階確認、検査の実施

受注者は、実施予定日時に、監督員又は検査員に対して通信を開始して実施する。

ただし、監督員又は検査員が必要とする情報が得られないと判断した場合は、遠隔臨場を中止し、通常の臨場による確認を実施するものとする。

(4) 立会・段階確認、検査の確認

受注者は、遠隔臨場のうち立会・段階確認を実施した場合、段階確認・立会願（第2号様式）の確認書に、実施記録を添付し監督員に提出するものとし、遠隔臨場のうち検査を実施した場合は、検査終了後速やかに実施記録を監督員経由で検査員に提出するものとする。

(5) 実施記録

受注者は、遠隔臨場が行われた証拠として、通信中の画面キャプチャ（写真）又は通話中の監督

員若しくは検査員の映像を含む写真等のいずれかの記録を行うものとする。

ただし、遠隔臨場が行われた内容の記録は、黒板に遠隔臨場であることを明記した写真により行うものとする。

（機器等の手配・仕様）

第5条 受注者及び発注者は、以下の項目により遠隔臨場に必要な機器等を準備するものとする。

- (1) 受注者は、現場で必要となるモバイル端末及び通信回線等の準備を行う。
- (2) 発注者は、発注者が保有するインターネット通信が可能なタブレット端末等を利用する。
- (3) 利用するアプリケーション又はサービスは、発注者が保有するタブレット端末で利用が可能であり、かつ、発注者の利用に際して新たな費用負担が生じないものを受注者と発注者で協議して選定する。

（費用）

第6条 受注者が行う機材等の手配に要する経費は、共通仮設費（業務の場合は諸経費）の率分に含まれるものとし、別途計上しない。

（試行の検証）

第7条 遠隔臨場の有効性や効果、課題について把握するため、遠隔臨場を実施した受注者及び監督員に対してアンケート調査等を実施する。

（検証結果による運用）

第8条 試行期間内に検証結果に基づいた有効性や効果、課題に対応した要領を作成し、本格運用を行うものとする。

（試行の期間）

第9条 令和5年11月1日から令和7年3月31日とする。

附 則

この要領は、令和5年11月1日から施行する。